

テレビ番組による温泉プロモーション委託業務に係る 企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 業務名
テレビ番組による温泉プロモーション委託業務
- (2) 履行期限
契約締結の日から令和9年1月29日まで
- (3) 業務概要
別紙「委託業務仕様書」のとおり
- (4) 限度額
6,248,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）を有する者、または、同等の資質を有する者。
- (3) 本業務を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4) 本業務に関するノウハウを有し、十分な実施体制が整っていること。
- (5) 大分県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること（インターネット接続環境があることを前提とする。）。
- (6) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 特定の公職者（その候補者を含む。）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

- ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 本業務の実施に当たり、協力企業がある場合は、当該企業についても上記(1)～(8)を満たしていること。
- (10) 本業務の実施に当たり、専任の担当者を配置し、大分県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

3 提出書類等

(1) 企画提案競技参加申請及び参加資格の確認

① 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（第1号様式）

イ 提案者概要（第2号様式）

ウ 誓約書（第3号様式）

エ 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、下記書類一式

- ・ 貸借対照表、損益計算書
- ・ 納税証明書（都道府県税）
- ・ 納税証明書（地方消費税）
- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 定款（写しに代表者印で原本証明をしたもの）
- ・ 過去に取り扱った同種の業務実績が確認できる書類（契約書の写し等）

② 提出期限

令和8年4月23日（木）15時00分 ※必着

③ 提出方法及び提出先

PDFファイルを電子メールで「7 問合せ先」へ提出すること。

(2) 質問票の受付及び回答

① 質問方法

質問票（第4号様式）を電子メールで「7 問合せ先」へ提出すること。併せて、質問票を提出した旨を電話で連絡すること。

② 受付期限

令和8年4月23日（木）15時00分 ※必着

③ 回答方法

令和8年4月24日（金）に、大分県のHP（本件企画提案競技のお知らせと同一ページ内）に掲載する。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類 ※別紙1「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

下記アからオまでを合わせて20ページ以内とする（様式自由）。

- ア 企画提案書
- イ 業務工程表
- ウ 業務実施体制表
- エ 過去に取り扱った同種の業務実績
- オ 見積書

② 提出期限

令和8年4月27日（月）15時00分 ※必着

③ 提出部数

正本1部、副本（正本の写し）5部

④ 提出方法及び提出先

「7 問合せ先」へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による提出の場合は、封筒に「テレビ番組による温泉プロモーション委託業務に係る企画提案競技関係書類在中」と朱書きすること。また、FAX及び電子メールによる提出は不可とする。

4 審査について

(1) 審査方法

- ① 企画提案書等の審査は、別途定める審査会に諮り、契約候補者を選定する。
- ② 提出された企画提案書を使用し、提案者によるプレゼンテーション審査を実施する。なお、1者につき、持ち時間20分以内（提案説明5分、質疑応答15分以内）とする。
また、オンラインによるプレゼンテーションも可能とする。当該方法を希望する場合は、**令和8年4月27日（月）15時00分まで**に電子メールで「7 問合せ先」へ申し出ること。
- ③ プレゼンテーションはあらかじめ提出した企画提案書のみで行い、資料の差し替え及び追加は認めない。
- ④ 評価の結果、最優秀提案を行った者を契約候補者とする。ただし、最高点の提案が複数ある場合又は提案者が1者の場合は、審議により当該者を決定する。
- ⑤ プレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査基準

別紙2「テレビ番組による温泉プロモーション委託業務に係る企画提案審査基準表」に基づき審査する。

(3) 審査結果

提案者へ書面で通知する。

5 企画提案競技に係るスケジュール

- (1) 企画提案競技参加申請及び参加資格審査に関する書類の提出期限
令和8年4月23日（木）15時00分
- (2) 質問票の受付期限
令和8年4月23日（木）15時00分
- (3) 企画提案書等の提出期限

令和 8 年 4 月 27 日（月）15 時 00 分

- (4) オンラインによるプレゼンテーション希望の申請期限

令和 8 年 4 月 27 日（月）15 時 00 分

- (5) 審査会の実施予定日（場所：大分県庁舎）

令和 8 年 4 月 30 日（木）

※ 正式な実施日時等については、提案者に対して別途通知する。

6 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費は提案者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 参加資格を満たしていない場合、最優秀提案に選定されたとしても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者を繰り上げる。
- (4) 提案者が 3 者を超える場合、事務局により書面による予備審査を行う。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての提案者に電子メールで通知する。
- (5) 本業務を実施する際、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (6) 審査内容に関する問合せには、一切応じない。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (7) 公正な審査を妨害するおそれがある全ての行為を禁止する。
- (8) その他、定めのない事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県会計規則（昭和 49 年大分県規則第 10 号）及びその他大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。
- (9) 最優秀提案に選定された場合も、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、内容を一部修正することがある。

7 問合せ先

〒870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県商工観光労働部 観光局 観光政策課 観光誘致促進班

T E L : 097-506-2116

電子メール : a14180@pref.oita.lg.jp